

令和7年4月 富山市議会臨時会議案

# 目 次

議案第 8 5 号	財産取得の件（消防ポンプ自動車 3台）……………	1 頁
議案第 8 6 号	富山市固定資産評価員の選任に関し同意を求める件……………	2
報告第 6 号	専決処分について承認を求める件（富山市市税条例の一部を 改正する条例制定の件）……………	3
報告第 7 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	7

議案第 85 号

財産取得の件

富山市消防局物品として、次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年4月30日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車 3台
- 2 取得価格 61,080,990円
- 3 契約の相手方 富山市牛島新町4番10号  
株式会社モリタ富山営業所  
所長 土居 典生

議案第 8 6 号

富山市固定資産評価員の選任に関し同意を求める件

富山市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、市議会の同意を求める。

令和7年4月30日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

富山市財務部資産税課長 谷 島 洋 昭和47年10月31日生

報告第 6 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年4月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 5 号

富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

富山市市税条例の一部を改正する条例

富山市市税条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 8 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 1 条第 2 項中「第 3 4 8 条第 1 項」を「第 3 4 3 条第 1 項」に改める。

第 9 4 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0 . 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4 . 0 キロワット以下のもの 年額 2 , 0 0 0 円

第 1 0 0 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第21条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第48条中「第34項」を「第33項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 改正後の富山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第94条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税

については、なお従前の例による。

報告第 7 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年4月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 1	令和 7年 3月25日	<p>損害賠償額 金450,000円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名</p> <p>事由 学校内児童受傷事故 ・発生日 令和2年7月31日 ・場所 富山市五福地内</p>
1 2	令和 7年 3月28日	<p>損害賠償額 金67,047円 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名</p> <p>事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和6年11月25日 ・場所 富山市海岸通地内</p>
1 3	令和 7年 3月28日	<p>損害賠償額 金8,844円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名</p> <p>事由 道路管理上の傷害事故 ・発生日 令和7年1月23日 ・場所 富山市羽根地内</p>

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
14	令和7年3月28日	損害賠償額 金10,395円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 道路管理上の車両破損事故 ・発生日 令和7年2月24日 ・場所 富山市荒川地内
16	令和7年3月31日	損害賠償額 金108,768円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和6年10月30日 ・場所 富山市新庄町一丁目地内
17	令和7年4月3日	損害賠償額 金1,387,973円 和解及び損害賠償の相手方 岐阜県大垣市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和6年7月26日 ・場所 富山市悪王寺地内

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
18	令和7年4月9日	損害賠償額 金406,600円 和解及び損害賠償の相手方 愛知県名古屋市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和7年1月30日 ・場所 富山市桜橋通り地内
19	令和7年4月16日	損害賠償額 金117,447円 和解及び損害賠償の相手方 石川県金沢市所在1法人 事由 交通事故 ・発生日 令和7年1月28日 ・場所 富山市総曲輪一丁目地内